

会社法案の概略

～ 審議、修正等の経過

制度調査部
堀内勇世

会社法案の概略シリーズ 1

【要約】

「会社法案」は、今年3月22日国会に提出され、5月17日に衆議院を通過した。

衆議院を通過するにあたり、「会社法案」は修正された。

「会社法案」の国会提出までの経緯と、衆議院での修正について説明する。

1. 会社法案の国会提出

今年（平成17年）3月22日、「会社法案」と、経過措置などを定める「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（以下、「整備法案」）が国会に提出された。これらは「会社法制の現代化」とか、「平成17年に予定されている商法改正」とか呼ばれていた法改正に相当する立法である。

これらの法案の成立後の基本的な施行日は、公布後1年6ヶ月以内の政令で定める日とされている。

2. 会社法案提出までの経緯

会社法案の大部分については、次の図表1のとおり、法務省の法制審議会の「会社法（現代化関係）部会」で検討されてきた。

図表1 法制審議会での審議の経過

平成14年2月13日	法務大臣より法制審議会に「会社法制現代化の諮問」
平成14年9月13日	会社法（現代化関係）部会で、審議開始
平成15年10月29日	会社法（現代化関係）部会、「会社法制の現代化に関する要綱試案」を公表し、パブリックコメントを募集
平成16年12月8日	会社法（現代化関係）部会、「会社法制の現代化に関する要綱案」を決定、公表
平成17年2月9日	法制審議会、「会社法制の現代化に関する要綱」を決定して、公表

（出所）大和総研制度調査部作成

したがって、会社法案は、2月9日の「会社法制の現代化に関する要綱」（以下、「要綱」）を法案化したものといえる。

ただし、2月に起こったライブドアによるニッポン放送への突然の買収行為により、敵対的買収及びそれに対する防衛策の議論が一気に高まりを見せた。会社法案には、これらの議論をうけ、要綱では見当たらなかった改正も含まれることとなった。例えば、次のような変更が付け加えられた。

三角合併などを可能とする「合併等の対価柔軟化」の施行は、1年先送りとされた。つまり、「合併等の対価の柔軟化」については、会社法案全体の施行日から1年後に施行されるものとされた（会社法案附則4条）。

合併等の対価が譲渡性の低い株式等である場合、株主総会の決議要件は、株主数の半数以上、かつ、総議決権の3分の2以上に加重された（会社法案309条3項3号）。

定款により株主総会の決議要件（合併承認、取締役解任を含む）の加重が可能であると明記された（会社法案309条2項、341条）。

3．衆議院における修正

会社法案は、今年（平成17年）5月17日に衆議院を通過し、同日、参議院に送られた。衆議院での決議に当たって、自民党・民主党・公明党の共同提案により、当初の国会提出時の法案に一部修正が行われた。修正は図表2のとおりである。

図表2 衆議院での修正

修正項目	国会提出時の法案	修正後の法案
利益供与に関する取締役の責任 (会社法案120条4項の修正)	利益供与に関する取締役の責任は過失責任	利益供与に関する取締役の責任は過失責任
	<修正後、新設>	ただし、実際に利益供与を行った取締役については「無過失責任」
株主代表訴訟 (会社法案847条1項等の修正)	株主代表訴訟の提訴請求が禁止される場合	株主代表訴訟の提訴請求が禁止される場合
	自己又は第三者の不正な利益を図り又は会社に損害を与えることを目的とする場合	自己又は第三者の不正な利益を図り又は会社に損害を与えることを目的とする場合
	会社の正当な利益が著しく害されること、過大な費用を負担することとなること、その他これに準ずる事態が生じることが相当の確実さをもって予想される場合	<削除>
自己株式の市場売却 (会社法案179条の修正)	定款に規定すれば、買取請求権に応じて自己株式取得した場合などには、その数を上限として、市場売却することも可能	<削除>

(出所) 大和総研制度調査部作成